

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律案（第9次地方分権一括法案）について 〈厚生労働省関係部分〉

資料 ●

平成31年2月

改正の趣旨

「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定）に沿って、所要の規定の整備を行う。

改正の概要

※ 括弧内は施行期日を記載

1. 介護保険法（2021年4月1日）

介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る届出受理等に関する事務の移譲

○ 下記に関する業務管理体制の整備の届出の受理等に係る事務・権限を
都道府県から中核市に移譲

- ・ 指定居宅サービス事業者
- ・ 指定介護予防サービス事業者
- ・ 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の開設者

権限

介護サービス事業所の指定に関する事務・権限

介護サービス事業者の業務管理体制に関する届出・立入検査等に係る事務・権限（事業所が一中核市内にとどまる事業者に限る。）

都道府県

○ →

中核市

○

2. 児童福祉法（2020年4月1日）

放課後児童クラブに関する「従うべき基準」の参酌化

- 放課後児童クラブの「従うべき基準」（放課後児童健全育成事業に従事する者（資格要件）及びその員数）について、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」に改正
- 施行後3年を目途として、施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の適切な実施並びに内容及び水準の向上を図る観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる

放課後児童健全育成事業に従事する者（資格要件）及びその員数

国で一律に定める「従うべき基準」



地域の実情に応じ、市町村が条例を定めることが可能な「参酌すべき基準」に

3. 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（2020年4月1日）

幼保連携型認定こども園の保育教諭の特例措置等の延長【内閣府、文部科学省主管】

- 下記の特例措置の期間を延長
（いずれも2019年度末までを2024年度末までに）
 - ・ 幼保連携型認定こども園の保育教諭の特例措置
 - ・ 保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例

保育教諭の資格要件等を緩和する特例

2015.4

2020.3

2025.3

経過措置期間

5年間の延長

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余剰教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

(平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項):平成10年4月施行)

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

【現状】(平成30年5月現在)

- クラブ数 25,328か所
(参考:全国の小学校19,428校)
- 支援の単位数 31,643単位(平成27年より調査)
- 登録児童数 1,234,366人
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 17,279人

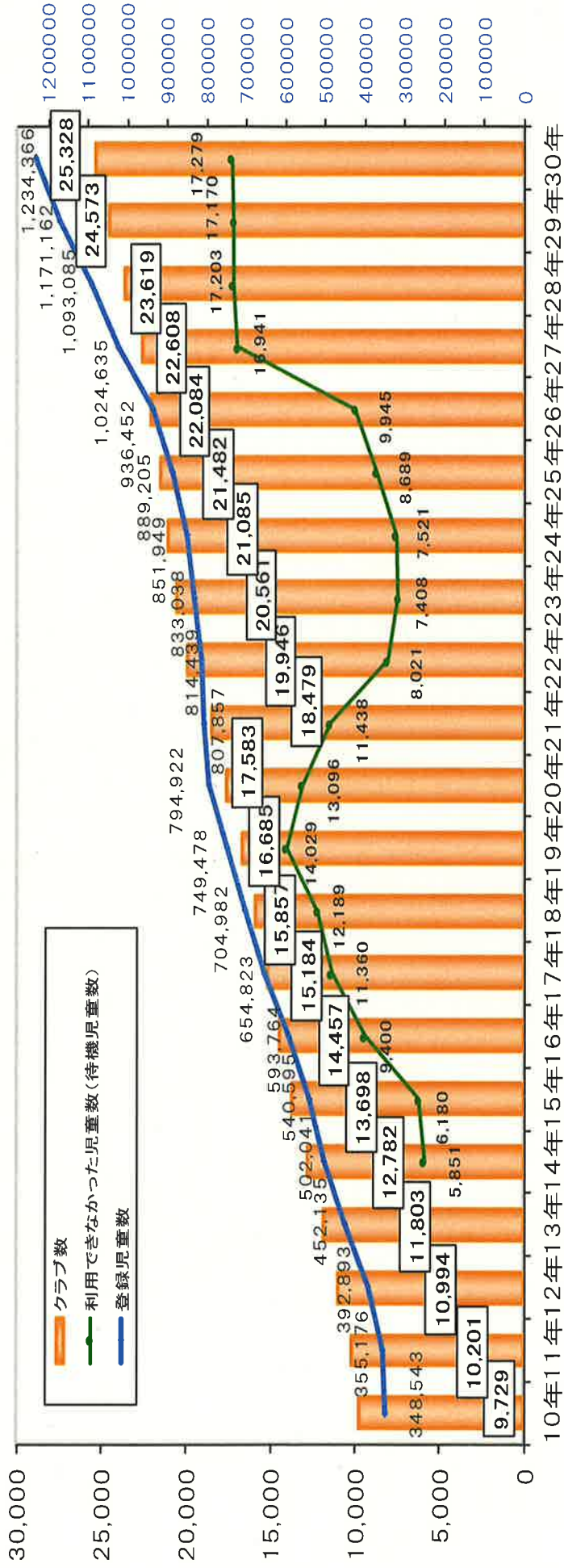
【今後の展開】

- 「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日策定)を踏まえ、放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿整備を図る。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

(か所)

【クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移】

(人)



〈主な基準〉

※職員のみ従うべき基準（他の事項は参酌すべき基準）

支援の目的（参酌すべき基準）（第5条）

- 支援は、留守家庭児童につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない

職員（従うべき基準）（第10条）

- 放課後児童支援員を、支援の単位ごとに2人以上配置（うち1人を除き、補助員の代替可）
- 放課後児童支援員の資格は、保育士、社会福祉士等（「児童の遊びを指導する者」の資格を基本）であって、都道府県知事が行う研修を修了した者
- ※ 平成32年3月31日までの間は、都道府県知事が行う研修を修了した者に、修了することを予定している者を含む

児童の集団の規模（参酌すべき基準）（第10条）

- 一の支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、おおむね40人以下

その他（参酌すべき基準）

- 非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応 など

設備（参酌すべき基準）（第9条）

- 専用区画（遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース）等を設置
- 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上

開所日数（参酌すべき基準）（第18条）

- 原則1年につき250日以上
- ※ その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、事業を行う者が定める

開所時間（参酌すべき基準）（第18条）

- 土、日、長期休業期間等（小学校の授業の休業日）
→ 原則1日につき8時間以上
- 平日（小学校授業の休業日以外の日）
→ 原則1日につき3時間以上
- ※ その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して事業を行う者が定める

その他（参酌すべき基準）

- 非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応 など

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案 (幼保連携型認定こども園の保育教諭等の資格の特例)概要

趣旨

地方公共団体が設置及び認可等を行う幼保連携型認定こども園の安定的な運営のための人材確保を可能とし、幼稚園又は保育所等から幼保連携型認定こども園の円滑な移行を促進することにより、地域における幼児期の教育及び保育の一体的な提供や待機児童対策に資するため、幼保連携型認定こども園の保育教諭等の資格要件及び幼稚園教諭免許状の取得要件について緩和する特例を延長するもの。

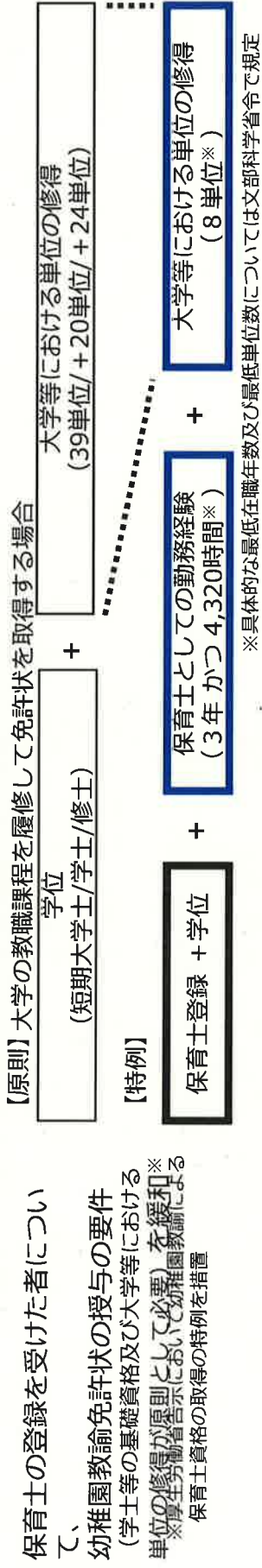
概要

教育及び保育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園への幼稚園や保育所からの円滑な移行を促進するとともに、潜在的な保育人材の掘り起しを進めるため、認定こども園法一部改正法の施行（2015年4月1日）から5年間（2019年度末まで）とされている以下の特例について、さらに5年間（2024年度末まで）延長する。

幼保連携型認定こども園の保育教諭等の資格の特例（認定こども園法一部改正法附則第5条）【内閣府】



幼稚園教諭免許状の取得の特例（教育職員免許法附則第18項）【文部科学省】



施行期日

平成32（2020）年4月1日